

# ボイラー・タービン主任技術者免状交付申請について

令和5年11月15日  
関東東北産業保安監督部  
電力安全課

この案内書は、電気事業法第44条第2項第1号の規定に基づき、学歴又は資格を有している方が実務経験によりボイラー・タービン主任技術者免状交付の申請を行うためのものです。

## I. 新たに免状交付を受けようとする方

### 1. 対象者

免状の種類及び学歴又は資格に応じ一定の実務経験を有する方。（5～6ページ参照）

### 2. 手数料（収入印紙）

6,600円（平成16年3月31日改正）

### 3. 必要書類

- (1) 主任技術者免状交付申請書
- (2) 実務経歴証明書
- (3) 卒業証明書の原本又は資格等の写し
- (4) 戸籍抄本又は住民票（本籍の記載があるものに限る）
- (5) 修得学科目証明書（※特別な場合（6ページ1.（5）参照）を除き不要）

### 4. 手続きの流れ

- (1) 「5. 各必要書類の作成方法」にしたがって、書類をご用意ください。
- (2) 申請にあたって、事前に下記のメールアドレスに①申請種別（第1種又は第2種）、②学歴区分（例えば、大学機械工学科卒）、③連絡先の情報を記載し、④実務経歴書の下書き（証明印押印前のもの）を添付してご連絡ください。返信にて、今後の流れをご案内します。

【連絡先】 bzl-kanto-denan-hatsuden★meti.go.jp （★には@を入力すること）

- (3) 必要となる書類が全て整いましたら、当方まで郵便でお送り下さい。  
なお、申請書類は紛失防止のため、簡易書留での郵送が望ましいです。

**【連絡先】**

関東東北産業保安監督部 電力安全課 火力係  
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館  
電話 048-600-0391~2

※なお、免状交付申請は居住地や勤務地によらず全国いずれの産業保安監督部においても可能となっております。（各産業保安監督部の連絡先は17ページ参照）

## **5. 各必要書類の作成方法**

### **(1) 主任技術者免状交付申請書（記載例は11ページ参照）**

**①様式**

7ページの様式により、作成してください。

**②収入印紙**

収入印紙は消印をせず所定の箇所に貼り付けてください。

また、収入印紙の金額は不足しても、多すぎても受理できませんので、事前に金額を十分ご確認ください。（収入印紙は郵便局等で販売されています。現金、郵便切手、都道府県で発行する収入証紙などは受理できません。）

**③申請年月日**

申請書の提出年月日（郵送の場合は発送日）を記載してください。

**④申請先**

申請書の宛先は経済産業大臣としてください。

**⑤住所**

住所は、本人の現住所（郵便物が確実に届く住居表示（例：○番○号○○方、○○会社社宅○棟○号室まで））をはっきりと記載するとともに、郵便番号も必ず記載してください。

**⑥氏名**

氏名は戸籍又は住民票に表示されているとおりに記載してください。

**⑦交付を受けようとする免状の種類**

「ボイラー・タービン主任技術者免状」は「第1種」と「第2種」の2種類です。

### **(2) 実務経歴証明書（記載例は12～16ページ参照）**

**①様式**

8～9ページの様式により、作成してください。

複数の勤務先の実務経験年数を合計しなければ必要な年数を満たさない場合は、勤務先の法人ごとにそれぞれ証明書を作成してください。

**②勤務先及び役職**

現在のものをご記入ください。

ただし、既に退職した事業所から証明を受ける場合には、この欄は記入不要です。

**③略歴**

対象となる実務経歴だけをご記入ください。例えば、特級ボイラー技士免許を受けている方は、特級ボイラー技士免許取得以前の実務経歴は必要ありませんので、それらの経歴は記

入不要です。

#### ④職務の内容

具体的に記載してください。

単に電気工作物の保守又は工事などという表現ではなく、どのような電気工作物であるか、また、どのような保守・工事であるかというように、その期間に従事した電気工作物の名称及び担当した工事、維持又は運用に関する職務の内容を日常業務、定期業務、不定期業務等に分け、具体的に記載してください。

#### ⑤電気工作物の概要

その期間に申請者自身が従事した電気工作物について、発電所名、設備番号、ボイラーの概要（型式、蒸発量、最高使用圧力・温度）、タービンの概要（型式、出力、入口圧力・温度）、工事計画書届出（認可）日、運転開始日を記載してください。

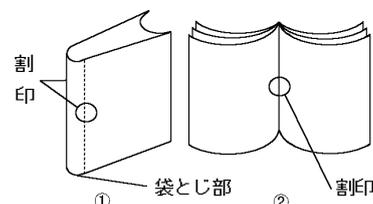
#### ⑥証明入

法人の代表者とし、代表者印（社印不可）を押印してください。

証明入の印が私印と紛らわしい場合は、各地方方法務局の印鑑証明書を添付してください。

#### ⑦綴じ方

この割印の押し方は、2通りあって、袋とじして、とじた部分（表裏）に一箇所ずつ押すか（図①の方法）、又は、二枚以上になった用紙を左とじにつづり合わせてから一枚目を折り返して二枚目を開き、一枚目の裏と二枚目の表にまたがるように、用紙の折り目の中間に押して下さい。二枚目以降も同様です。（図②の方法）



### （3）卒業証明書の原本又は資格等の写し

卒業証明書は、卒業した学校又はその事務を継承している学校が発行したものを添付して下さい。なお、卒業証明書の写しや卒業証書では受理できませんのでご注意ください。

また、旧制の専門学校等の卒業証明書の場合は、その証明入は新制に移行された大学の長又は工業高等学校長などで差し支えありませんが、その卒業証明書には必ず卒業した当時の旧制の学校名が記載されていることが必要です。

なお、中学校卒業（義務教育のみ終了）の場合は、卒業証明書は不要です。ただし、卒業学校名及び卒業年月を記載したメモを添付して下さい。

資格等の写しは、内容がはっきり確認できるものを添付してください。

また、資格に分野の指定がある場合は、その区別がわかる資料が別途必要です。

### （4）戸籍抄本又は住民票（本籍の記載があるものに限る）

申請直前（6ヶ月以内）、かつマイナンバーが記載されていないものをご用意ください。

### （5）修得学科目証明書

卒業した学校で発行したものを添付してください。ただし、次の内容が記載されていることが必要です。

- ①入学及び卒業年月日（修学年数）
- ②履修した科目ごとの単位数（科目は修得した時の名称を記載すること。）
- ③卒業当時と学校名が異なる場合は、旧学校名

## Ⅱ. 免状の再交付を受けようとする方

### 1. 対象者

免状を汚損又は紛失した方

### 2. 手数料（収入印紙）

2,600円（平成16年3月31日改正）

### 3. 必要となる書類

- （1）主任技術者免状再交付申請書（10ページ参照）
- （2）主任技術者免状（※免状を汚損したことにより申請する場合のみ）
- （3）戸籍抄本又は住民票（本籍の記載があるものに限る）（※主任技術者免状の記載事項（本籍地の都道府県名、氏名）に変更がある場合のみ）

### 4. 各書類の作成方法

#### （1）主任技術者免状再交付申請書

##### ①様式

10ページの様式により、作成してください。

##### ②収入印紙

##### ③申請年月日

##### ④申請先

##### ⑤住所

##### ⑥氏名及び印

} 2ページ  
参照

氏名は戸籍又は住民票に表示されているとおりに記載してください。

##### ⑦本籍、生年月日、免状の種類、免状の番号、免状の取得年月日

交付されていた内容をご記入ください。

##### ⑧再交付を受ける理由

「汚損」、「紛失」等簡潔にご記入ください。

### Ⅲ. 実務経験の考え方について

#### 1. 必要経験年数

学 歴	第 1 種	第 2 種
①学校教育法による大学（機械工学） （又はこれと同等以上の教育施設）	[6（3）]	[3]
②学校教育法による大学 （又はこれと同等以上の教育施設）	10 [6（3）]	5 [3]
③学校教育法による短期大学（機械工学） 又は高等専門学校（機械工学） （又はこれと同等以上の教育施設）	[8（4）]	[4]
④学校教育法による短期大学又は高等専 門学校 （又はこれと同等以上の教育施設）	12 [8（4）]	6 [4]
⑤学校教育法による高等学校（機械工学） （又はこれと同等以上の教育施設）	[10（5）]	[5]
⑥学校教育法による高等学校 （又はこれと同等以上の教育施設）	14 [10（5）]	7 [5]
⑦学校教育法による中学校	20 [15（10）]	12 [10]
⑧一級海技士（機関）、特級ボイラー技士、 熱管理士、エネルギー管理士（熱分野で 取得したものに限る。）又は技術士（機 械部門に限る）の2次試験合格者	[6（3）]	[3]

(1) 第1種の必要経験年数は卒業後のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に係わった年数です。[ ]の年数は、必要年数のうち発電用の設備（電気工作物（電気事業法に基づき設置されているもの）に限る。以下同じ。）に係わった年数で、( )の年数は[ ]のうち圧力5, 880キロパスカル以上の発電用の設備に係わった年数です。

(2) 第2種の必要経験年数は卒業後のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は、燃料電池設備（最高使用圧力が98キロパスカル以上のもの）の工事、維持又は運用に係わった年数です。  
[ ]の年数は、必要年数のうち発電用の設備に係わった年数です。

- (3) 上記⑧に該当する方の必要経験年数は、免許等の交付を受けた後の年数です。
- (4) 「圧力5, 880キロパスカル以上の発電用の設備」はタービン入口圧力を指します。
- (5) 「機械工学」に相当する学科とは、機械工学科、機械科、精密機械学科、産業機械工学科、生産機械工学科、機関科、化学機械学科を指します。なお、これら以外の名称の学科が「機械工学」に相当する学科となるかどうかについては修得学科目証明書による判断が必要となります。

## 2. 実務の内容に応じた経験年数の算出方法について

実務の内容	経験年数
火力発電所における、発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は燃料電池の工事、運転、保守又は調査の業務であって保安に関する実務	実務に係る年数×1
原子力発電所における発電用の蒸気タービン又は補助ボイラーの工事、運転、保守又は調査の業務であって保安に関する事	実務に係る年数×1
発電所以外の事業所において発電用ボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は燃料電池の計画、設計、建設、運転、保守又は調査業務であって、保安に関する実務	実務に係る年数×1 / 2 (ただし、圧力5,880kPa以上の実務経験には含まない)
火力発電所における発電用のボイラー又はガスタービンに係る燃料設備の工事、運転、保守又は調査の業務であって、保安に関する実務	実務に係る年数×1 / 2 (ただし、圧力5,880kPa以上の実務経験には含まない)
火力発電所における発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は燃料電池に係る計装の業務であって保安に関する実務	実務に係る年数×1
発電用以外のボイラー、蒸気タービン、ガスタービンの工事、運転、保守又は調査の業務であって、保安に関する実務	実務に係る年数×1 (ただし、発電用の発電設備の経験には含まない)

- (1) 原則として月の端数は切り捨てで算出します。
- (2) 工事関係の実務経験の起算日については、工事を着手した日（早くても工事計画届が受理された後30日を経過した日）となります。
- (3) 設置者から委託を受けた法人の従業員としての実務経験については、経験年数として含めることが可能です。この場合、設置者と委託を受けた法人との間に委託契約（書面にて発電所の運転・保守業務の委託を受けていたことが確認できるもの）が結ばれている場合に限りです。  
なお、実務経験はボイラー・タービン主任技術者の保安体制の中での実務でなくてはなりませんので、請負工事業者及びメーカー等での実務経験については、その性格上認められません。
- (4) 海外における実務経験については、その設備に関する技術基準や保守管理業務の方法、体制を把握することは不可能であるため、認められません。
- (5) 非常用発電設備に係る実務経験については、需要設備等の付帯設備という位置づけのため、認められません。
- (6) 小型の汽力及びガスタービンを原動力とするものであって別に告示するものに係る実務経験については、その設備特性と維持管理・巡視点検等の実務内容から、認められません。

## IV. 様式

(主任技術者免状交付申請書様式)

収入印紙

消印をしないこと

※整理番号

※受理年月日

### 主任技術者免状交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
氏 名

電気事業法第44条第2項第1号の規定により次のとおり主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

交付を受けようとする免状の種類	第 種ボイラー・タービン主任技術者
登録科目名及び合格年度	

- 備考 1 ※印欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

実務経歴証明書

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	年 月 日生
本 籍		
現 住 所	(電話番号 )	
勤 務 先 及 び 役 職 名	(電話番号 )	

略 歴

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電 気 工 作 物 の 概 要
自	至	年数			
年月	年月	年月			

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電 気 工 作 物 の 概 要
自	至	年数			
年月	年月	年月			

上記の実務経歴を有することを証明する。

年 月 日

所 在 地

証 明 人

- 備 考
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
  2. 略歴が2枚以上にわたるときは、当該欄のみ継続して作成記入すること。

収入印紙  
消印をし  
ないこと

※整理番号	
※受理年月日	

## 主任技術者免状再交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
氏 名

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第5条第1項の規定により次のとおり主任技術者免状の再交付を受けたいので申請します。

本 籍	
生 年 月 日	
免 状 の 種 類	第 種ボイラー・タービン主任技術者免状
免 状 の 番 号	第 号
免状の取得年月日	
再交付を受ける理由	

- 備考 1 ※印欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

V. 記載例

収入印紙

消印をしないこと

※整理番号

※受理年月日

## 主任技術者免状交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
東京都千代田区〇〇〇町〇丁目〇番地〇号  
〇〇社宅〇棟〇号室  
氏 名 経 産 太 郎

電気事業法第44条第2項第1号の規定により次のとおり主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

交付を受けようとする免状の種類	第1種ボイラー・タービン主任技術者
登録科目名及び合格年度	_____

## 実務経歴証明書

(ふりがな) 氏名	けいさん たろう 経産太郎	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
本籍	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇号		
現住所	東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番地〇号〇〇社宅〇棟〇号室  (電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		
勤務先及び 役職名	経産電力株式会社〇〇火力発電所 保修課 機械係長  (電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		

### 略 歴

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電 気 工 作 物 の 概 要
自	至	年数			
年月 昭和 59.4.	年月 昭和 61.3.	年月 2.0	〇〇火力 建設所 機械課 機械係	<p>申請者は、〇〇火力建設所機械課機械係員として、ボイラー・タービン主任技術者の指導・指示のもと、発電用ボイラー・タービンの下記の建設業務を担当した。</p> <p>(1) 勤務体制 日勤(8:00~17:00) 週5日勤務</p> <p>(2) 第1・2号ユニットのボイラー並びに同附属設備の据付工事の監督担当者として工事期間中、常時現場に出向き工程の管理、機器据付時の各種検査、作業の指導監督を実施した。</p> <p>・ボイラー本体(汽水胴、管寄、蒸発管、過熱器管、再熱器管、節炭器管、安全弁、主要弁類)、給水ポンプ、通風機(押込通風機、誘引通風機)、空気予熱器、燃料燃焼装置、その他各種配管等</p>	<p>設置者 経産電力株式会社</p> <p>発電所情報 〇〇火力発電所 1号機及び2号機</p> <p>※ボイラー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形式 自然循環単胴放射形再熱式</li> <li>・蒸発量 500t/h</li> <li>・蒸気圧力 19.2MPa</li> </ul> <p>※タービン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形式 串型3気筒4流排気衝動再熱式</li> <li>・定格出力 200,000kW</li> <li>・入口圧力 16.6MPa</li> <li>・入口温度 566℃</li> </ul> <p>工事計画認可 昭和57年3月</p>

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電 気 工 作 物 の 概 要
自	至	年数			
年月	年月	年月		<p>(3) 第1・2号ユニットの試運転調整、各種試験の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー燃料系統、通風系統、給水系統の調整試運転</li> <li>・負荷遮断試験、負荷試験、所内単独運転試験等の運転操作要領の検討</li> <li>・タービン復水系統、給水系統、油系統、循環水系統の調整試運転</li> </ul>	
昭和 61.4.	平成 5.3.	7.0	〇〇火力 発電所 発電課 運転係	<p>申請者は、〇〇火力発電所の発電課員として、ボイラー・タービン主任技術者の指導・指示のもと、保安規程に基づいて発電用ボイラー、タービンの下記の運転業務を担当した。</p> <p>(1) 勤務体制 1直(8:00~21:00) 2直(21:00~8:00) 周期: 1直、1直、休、2直、2直、明け、休、休の8日間</p> <p>(2) 第1・2号ユニット並びに同附属設備の起動・停止操作(〇月に1回の頻度で実施)。</p> <p>■起動操作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー点火、昇圧、昇温</li> <li>・復水器真空上昇</li> <li>・タービン起動</li> <li>・負荷増</li> </ul> <p>■停止操作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負荷減</li> <li>・タービン停止</li> <li>・ボイラー消火</li> <li>・火炉パーシ</li> </ul> <p>(3) 同設備の日常運転操作。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気、再熱蒸気の温度、圧力の監視調整</li> </ul>	<p>上記設備と同じ 運転開始日 昭和61年4月</p>

期 間			役職名	職 務 の 内 容	電気工作物の概要
自	至	年数			
年月	年月	年月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラムレベルの監視並びに調整</li> <li>・各機器の運転状況の監視</li> <li>・運転中の保安テスト バルブテスト 各種ポンプ自動起動テスト スラスト摩耗装置動作テスト その他</li> </ul> <p>(4) 日常点検 ボイラー・タービン関係の巡視点検の実施（各直勤務中に1回）。</p> <p>■ボイラー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気、ガスの漏洩の有無、炉内燃焼状況</li> <li>・ドラムレベル</li> <li>・スートブローの異常の有無</li> <li>・FDF等の各回転機の異音、振動、軸受温度の異常の有無</li> <li>・燃料燃焼装置の異常の有無</li> <li>・各ポンプの異常の有無</li> <li>・空気予熱器、電気集塵機の異常の有無</li> </ul> <p>■タービン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タービン本体の異音、振動軸受け温度</li> <li>・給水加熱器の蒸気、漏水の有無</li> <li>・主蒸気止め弁等の主要弁の蒸気リーク及び機構の状態</li> <li>・水素、密封油装置の異常の有無</li> <li>・復水ポンプ、軸受冷却水ポンプ等の異常の有無</li> <li>・復水器設備の異常の有無</li> </ul> <p>(5) 定期点検業務 定期検査の試運転時、次の保安装置試験を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タービン保安装置動作試験 非常调速装置動作 オイルトリップ動作 调速機高速、低速限</li> <li>・水素・密封油装置保安試験</li> <li>・その他</li> </ul>	

期 間			役職名	職 務 の 内 容	電気工作物の概要
自	至	年数			
年月	年月	年月		<p>(6) トラブル対応 事象：〇〇 原因：〇〇 対策：〇〇</p> <p>(7) 保安教育 ・ 発電所起動・停止操作勉強会 ・ 定期自主検査の実施に係る教育 ・ 過去トラブル・ヒューマンエラー事例教育 等</p>	
平成 5.4.	平成 8.3.	3.0	〇〇火力 発電所 保修課 機械係長	<p>申請者は、〇〇火力発電所の保修課機械係長として、ボイラー・タービン主任技術者の指導・指示のもと、保安規程に基づいて、発電用ボイラー・タービンについて下記の定期点検・日常点検・補修改造工事に従事した。</p> <p>(1) 勤務体制 日勤（8：00～17：00） 週5日勤務</p> <p>(2) 日常点検 ・ ドラム水面計ガラスの取替え ・ 各種弁グランドパッキンの取替え ・ 各種ストレーナ清掃</p> <p>(3) 定期点検 ボイラー本体、安全弁、主要弁、燃焼装置、通風機、給水ポンプ等について、以下の点検を実施した。 ・ 外観点検 ・ 分解開放点検 ・ 代表箇所のPT、MT、UT検査 ・ ボイラーの水圧検査 ・ 安全弁作動検査</p> <p>タービン本体（車室、車軸、隔板、噴口静翼、軸受）、主要弁、调速装置、非常调速装置、復水器、給水ポンプ等について、以下の点検を実施した。</p>	上記設備と同じ

期 間			役職名	職 務 の 内 容	電気工作物の概要
自	至	年数			
年月	年月	年月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観点検</li> <li>・分解開放点検</li> <li>・代表箇所のPT、MT、UT検査</li> </ul> <p>(4) 補修改造工事 定期点検に伴い第1号ユニットの下記の改造工事施工管理を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー燃焼装置バーナ改造工事</li> <li>・〇〇改造工事</li> </ul> <p>(5) 保安教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇に関する勉強会</li> <li>・〇〇に関する講習会 等</li> </ul>	
平成 8.4	平成 10.3	2.0  合計 14.0	〇〇火力 発電所 発電課 運転係長	<p>申請者は、〇〇火力発電所の発電課運転係長として、上記の運転係と同様の勤務体制にて同様の業務を実施すると共に下記の運用業務を担当した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備稼働状況調査及び運転実績統計</li> <li>・設備運用の効率化及び改善に関する調査、測定試験の計画実施</li> <li>・定期検査後のボイラー・タービン保安装置に関する試験の計画、実施</li> <li>・事故時の運転状況調査、資料の作成及び事故原因の究明並びにその対策</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>	上記設備と同じ

上記の実務経歴を有することを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所 在 地 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

証 明 人 経産電力株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 

## VI. 各産業保安監督部の連絡先

○ 北海道産業保安監督部 電力安全課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	電話 011-709-1795 FAX. 011-709-1796
○ 関東東北産業保安監督部 東北支部電力安全課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	電話 022-215-9247 FAX. 022-224-4370
○ 関東東北産業保安監督部 電力安全課火力係	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	電話 048-600-0391 FAX. 048-601-1301
○ 中部近畿産業保安監督部 電力安全課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	電話 052-951-2817 FAX. 052-951-9802
○ 中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	〒930-0091 富山市愛宕町1-2-26	電話 076-432-5580 FAX. 076-432-0909
○ 中部近畿産業保安監督部 近畿支部電力安全課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	電話 06-6966-6048 FAX. 06-6966-6092
○ 中国四国産業保安監督部 電力安全課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	電話 082-224-5742 FAX. 082-224-5650
○ 中国四国産業保安監督部 四国支部電力安全課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松市サンポート合同庁舎	電話 087-811-8588 FAX. 087-811-8597
○ 九州産業保安監督部 電力安全課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	電話 092-482-5519 FAX. 092-482-5973
○ 那覇産業保安監督事務所 保安監督課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	電話 098-866-6474 FAX. 098-860-1376